

枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月1日

枚方京田辺環境施設組合

監査委員 分林 義一

監査委員 広瀬 ひとみ

## 1. 監査の対象

### (1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

### (2) 対象事務

令和3年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査実施日

令和3年12月23日（木）

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### ○オオタカの行動調査について

オオタカの行動をCCDカメラによる撮影映像の記録を行っているが、観測期間中に、一部、機器の不具合により観測ができていないという事案があった。今後、このようなことが起こらないよう機器等の定期的な点検など、管理の徹底を行うよう要望する。